木曽川水系木曽川圏域河川整備計画(原案)に対して住民からいただいた意見

番号	住民の皆様からいただいた意見	県の考え方	
治水			
1	昭和58年9月28日台風10号による、木曽川増水により南木曽町中川原地籍の一軒床下浸水しました。護岸を設置すると水路がありその水で逆に被害が出てしまいます。良い対策案と対策をお願いします。	現地の状況を精査し、必要な対策を講じてまいります。	
2	整備計画をより広範囲に定め、計画的な河川改修、河床掘削、護岸兼用道路の強化などを推進すること	本計画は、適宜見直すこととしており、適時適切な事項を計画に位置づけ対策を講じてまいります。	
3	危険水位を超えた場合すぐに危険が迫る地域は、重点的に予防措置(長良川の下流のかさ上げした家 等)を進める。	ハード対策を進めるとともに、町村等関係機関と連携し、防災意識の 高揚や避難訓練の継続的な実施など、ソフト対策に努めてまいりま す。	
維持管理			
4	南木曽中学校としては安心・安全な学校運営を図るうえで、一層の河川改修事業の実施を強く要望するものです。 第3章 第2節 第2項(2)河川構造物の維持に関する項目欄に、「特に河岸浸食等に対応するため護岸工事の整備を進めるとして、河川構造物の維持に関する項目欄に、南木曽中学校所在地である「沼田地区約0.5kmの区間」が明記されていますので、この区間の整備の一日も早い実施を強く要望します。	早期に護岸工事が完了するよう努めて参ります。	
	南木曽町の木曽川と大滝川の合流付近と合流付近から岐阜県中津川市坂下地籍までの間で護岸の浸食が著しい状況にあり護岸対策を早急に施すよう、計画に位置付けるよう、お願いしたい。	河川構造物の維持に関する項目に記載のとおり、河川管理上支障を きたす場合は、修繕等必要な対策を講じてまいります。	
6	木曽川の流れが早くなる場所と遅くなる場所があり、大雨の時には自宅の下流から上流に向かって川の流れが逆流することがあるので、南木曽町桃介橋河川公園の下流の流れ (河川の形状や深さ)を変えて欲しい。	番号1の回答のとおりです。	
7	自宅が蛇抜沢が合流するところにあり、令和3年8月15日の大雨と上流からの大水(洪水)の時には、床下まで水位が上がり大変心配した。 蛇抜沢の住宅沿いの護岸を作ってもらい、水害を防いで欲しい。	番号1の回答のとおりです。	
8	現在の流れは数百年経過しているので、できるだけ流れの方向を変えないで 堤防、護岸を頑丈にする。	番号1の回答のとおりです。	
9	上流から流れてきた巨岩が至る所にあり、流下能力を妨げているので、水量低下の季節に 取り除く。	治水上の支障となる場合は、堆積土砂の除去等適切な維持管理に努めます。	

番号	住民の皆様からいただいた意見	県の考え方	
その他			
10	近年の天気予報の精度が向上していることから、大雨が予想される時には、木曽川の各ダムが連携して「事前放流」することを徹底し、一斉放流による洪水が起きないようにして欲しい。	令和2年5月に国土交通省とダム管理者及び関係利水者が「木曽川治水協定」を締結し、既存ダムによる事前放流の取組を開始しました。この取組により、令和2年7月の洪水や、昨年8月の洪水時に効果を発揮したところであり、引き続き連携した取組を行うとともに必要なハード対策を進め、安全度の向上に努めて参ります。	
11	事前放流の精度や精度をより向上させて頂くと共に治水機能を付与すること。	番号10の回答のとおりです。	
12	日本の最近の天気予報は、世界一のスーパーコンピューターのせいかわかりませんがかなり当たっています。天気予報や降水確率などで事前にダムの放流をすることにより木曽川の急な水位の変化がないように努めていただきたいと思います。ダムの事前放流がたいへん難しいことはわかりますが、災害が起きてからでは間に合いません。ご検討をお願いします。	番号10の回答のとおりです。	
13	放流流域の降水予測と貯水率を勘案して早めの放水をする	番号10の回答のとおりです。	
14	大雨に対応する有効的なダムの流量調整等をさらに進めていただき、学校施設の安全確保、臨時休校の不安なく楽しい学校生活、充実した学習活動ができる環境としていただくよう要望します。	番号10の回答のとおりです。	
15	木曽川の増水は、本流もさることながら支流についても現状と課題について考察が必要ではないか。(牧尾ダムの放流量は、下流町村への影響は甚大で、近年では令和3年8月の大雨の際にも避難指示が出されている。) 大雨が予想される場合の事前対策として、貯水量を下げダムの満水による緊急放流を防ぐとともに、下流域への放流量を事前に今まで以上に調整するシステムづくりが急務ではないか。 護岸の崩落や氾濫等の危険のない100年に一度の降雨に耐えうる河川施設の整備が実現し、生命・人体・財産を守ることを願います。	番号10の回答のとおりです。	
16	第2節 第1項 「治水に関する現状と課題」について 木曽川沿線の被害は、過去のもののみならず、近年発生した増水による被害についても 掲載すべき。	令和3年度の被害の状況について記載してまいります。	
17	第2節 第1項 「治水に関する現状と課題」について 令和3年にも発令されたが、近年多く発令されている避難指示について発令の現状、なぜ 発令されているのかは課題となると思われる。この件について記載すべき。	避難指示等の発令は市町村長が行うものであり、いただいたご意見については町村にお伝えいたします。	
18	特区による木曽川愛護 :3,8,9,12を強力に推進して頂くことに合わせて、みなさん努力されていることばかりで、時間も費用もかかることばかりです。 19号線添いの木曽川に、「賽の河原」のような 砂と大小の石の景観が広がっていて、これらを頂けたら良いのにと思うことがあります。 危険のないように国道から 車で降りていけてバケツに砂、漬物用の重し石等を無料で持ち出しができれば数年で、河床整備の手助けになると思います。(桃介橋河川公園等)	ご意見として承ります。	